

外国人技能実習制度関係者養成講習

和歌山会場の日程が決まりました

技能実習法にもとづき、外国人技能実習生を受け入れる監理団体や、実際に技能実習を行う実習実施者は、技能実習を担当する役職員の職務に応じて、技能実習・入管関係法令、労務管理・安全衛生の分野等に関する一定の講習(養成講習)を受講する必要がありますが、この度、和歌山会場での実施日程が決まりましたのでお知らせします。

監理責任者等講習	平成30年3月5日(月)
技能実習責任者講習	平成30年3月6日(火)
技能自習指導員講習	平成30年3月8日(木)
生活指導員講習	平成30年3月9日(金)